平成３０年度介護報酬届出が必要な加算等の基準（案）一覧 (平成３０年４月施行分)

**１：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準**

※下表のページ数は、第１５８回社会保障審議会介護給付費分科会(平成３０年１月２６日)資料「別紙　平成３０年度介護報酬改定　介護報酬の見直し案」中の「別紙１－１：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に記載されている数値を示しています。

※なお、こちらに記載している事項は案であり、今後変更となる可能性があります。新着情報等の確認をお願い致します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サービス | 新たに届出が必要な加算等 | 該当項目 | ページ |
| 訪問介護 | 共生型サービスの提供(居宅介護支援事業所) | 注5、10 | ｐ.５～６ |
| 共生型サービスの提供(重度訪問介護事業所) |
| 訪問看護 | 看護体制強化加算(加算Ⅰ) | ト | ｐ.１４～１５ |
| 訪問リハビリテーション | 施設等の区分(介護医療院) |  | - |
| リハビリテーションマネジメント加算(加算Ⅲ・加算Ⅳ) | イ注7 | ｐ.１６～２０ |
| 通所介護(サテライト含む) | 共生型サービス(児童発達支援事業所) | 注4 | ｐ.３７～３８ |
| 共生型サービス(生活介護事業所) |
| 共生型サービス(放課後等デイサービス事業所) |
| 共生型サービス(自立訓練事業所) |
| 生活相談員配置等加算(共生型サービス) | 注5 | ｐ.３８ |
| 生活機能向上連携加算 | 注9 | ｐ.３８～４０ |
| ＡＤＬ維持等加算(申出)の有無 | 注11 | ｐ.４１～４３ |
| 通所リハビリテーション | リハビリテーション提供体制加算 | 注4 | ｐ.５１ |
| リハビリテーションマネジメント加算(加算Ⅲ・加算Ⅳ) | 注7 | ｐ.５１～５５ |
| 短期入所生活介護 | 共生型サービス(短期入所事業所) | 注3 | ｐ.６３～６４ |
| 生活相談員配置等加算(共生型サービス) | 注4 | ｐ.６４ |
| 生活機能向上連携加算 | 注5 | ｐ.６４～６５ |
| 看護体制加算(加算Ⅲ・加算Ⅳ) | 注8 | ｐ.６６～６９ |
| 夜勤職員配置加算(加算Ⅲ・加算Ⅳ) | 注10 | ｐ.６９ |
| 介護ロボットの導入 |  |  |
| 認知症専門ケア加算 | ホ | ｐ.７０～７２ |
| 特定施設入居者生活介護(短期利用型を含む) | 身体拘束廃止取組の有無 | 注4 | ｐ.１６２ |
| 医療的ケア提供入居継続支援加算 | 注5 | ｐ.１６２～１６３ |
| 生活機能向上連携加算 | 注6 | ｐ.１６３ |
| 若年性認知症入居者受入加算 | 注9 | ｐ.１６４～１６５ |

**２：指定居宅介護支援に要する費用の算定に関する基準**

※上記のページ数は、第１５８回社会保障審議会介護給付費分科会(平成３０年１月２６日)資料「別紙　平成３０年度介護報酬改定　介護報酬の見直し案」中の「別紙１－２：指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」に記載されている数値を示しています。

※なお、こちらに記載している事項は案であり、今後変更となる可能性があります。新着情報等の確認をお願い致します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新たに届出が必要な加算等 | 該当項目 | ページ |
| ターミナルケアマネジメント加算 | リ | ｐ.７ |

**３：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準**

※上記のページ数は、第１５８回社会保障審議会介護給付費分科会(平成３０年１月２６日)資料「別紙　平成３０年度介護報酬改定　介護報酬の見直し案」中の「別紙１－５：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に記載されている数値を示しています。

※なお、こちらに記載している事項は案であり、今後変更となる可能性があります。新着情報等の確認をお願い致します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サービス | 新たに届出が必要な加算等 | 該当項目 | ページ |
| 介護予防訪問リハビリテーション | リハビリテーションマネジメント加算 | イ注7 | ｐ.１３～１５ |
| 事業所評価加算(申出)の有無 | ロ | ｐ.１６～１９ |
| 介護予防通所リハビリテーション | リハビリテーションマネジメント加算 | イ注3 | ｐ.３６～３７ |
| 生活行為向上リハビリテーション実施加算 | イ注4 | ｐ.３７ |
| 介護予防短期入所生活介護 | 共生型サービス(短期入所事業所) | 注3 | ｐ.４２～４３ |
| 生活相談員配置等加算(共生型サービス) | 注4 | ｐ.４３ |
| 生活機能向上連携加算 | 注5 | ｐ.４３～４４ |
| 認知症専門ケア加算 | 二 | ｐ.４７～４９ |
| 介護予防特定施設入所者生活介護 | 身体拘束廃止取組の有無 | 注2 | ｐ.１０８ |
| 生活機能向上連携加算 | 注3 | ｐ.１０８ |
| 若年性認知症入居者受入加算 | 注5 | ｐ.１０９ |

（出典）厚生労働省 社会保障審議会<<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126698>>